

西宮市立船坂里山学校条例

(平成27年7月15日)

(西宮市条例第3号)

(設置)

第1条 豊かな自然に恵まれ、里山文化を色濃く残す船坂地域において、地域住民が日常的に集い、地域を訪れる人と地域住民との交流が生まれる場所、歴史ある校舎や展示物等を通して船坂のこれまでと今を伝え、地域の生きた教えに触れることができる場所及び地場産品づくりを通して地域で生き生きと暮らすための新たな挑戦の場所を創ることを目的として、西宮市立船坂里山学校（以下「里山学校」という。）を設置する。

(位置)

第2条 里山学校の位置は、西宮市山口町船坂2103番地2とする。

(開館時間及び休館日)

第3条 里山学校の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 里山学校は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 里山学校の施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- (2) 農業体験、野外活動、食育体験等の地域資源を生かした催しの実施
- (3) 地域の歴史、文化及び自然に関する資料の展示
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可等)

第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等又は資料を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を主たる目的とするとき。
- (4) 管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。
- (5) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、使用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 使用目的に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 里山学校の管理上必要な指示に従わないとき。

2 市長は、使用許可をした後に、工事その他やむを得ない理由により当該使用許可に係る施設の使用を適当でないと認めたときは、当該使用許可を取り消すことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、当該使用許可に係る施設の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、[別表](#)に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は公益を目的として使用する場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責に帰することができない理由によって当該使用許可に係る施設を使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(原状回復等)

第10条 施設等又は資料を汚損し、破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償の額を減免することができる。

(入館の制限)

第11条 市長は、里山学校に入館しようとする者又は入館した者が第5条第2項第1号から第4号まで又は第6条第1項第4号に該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(立入調査)

第12条 使用者は、市長又はその命じた者が管理運営上の目的のため、使用する施設に立ち入ることを拒むことができない。

(指定管理者)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に里山学校の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に規定する事業を行うこと。
- (2) 第5条に規定する施設の使用許可、不許可、特別の設備等の許可及び条件の付与に関する事務を行うこと。
- (3) 第6条に規定する使用許可の取消し等に関する事務を行うこと。
- (4) 第8条に規定する使用料の徴収及び減免に関する事務を行うこと。
- (5) 第9条に規定する使用料の還付に関する事務を行うこと。
- (6) 第11条に規定する入館の制限に関する事務を行うこと。
- (7) 里山学校の施設等の維持管理を行うこと。
- (8) その他里山学校設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行わなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条、第8条関係）

区分	使用料(円)			
	午前	午後	夜間	1箇月使用
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで
ランチルーム	1,200	1,600	—	—
やまびこ教室	300	400	—	14,000
6年生教室	400	500	—	18,000
2年生教室	700	900	—	32,000
3年生教室	600	800	—	28,000
4年生教室	500	600	—	22,000
図工室	600	800	—	28,000
運動場	900	1,200	—	—
体育館	1,500	2,000	3,000	—

備考

- 1 1箇月使用とは、月の初日から末日までの期間（当該期間に休館日が含まれるときは、当該休館日を除く。）の全部を使用する場合をいう。
- 2 使用者の住所（団体にあつては、その所在地）が本市以外にある場合は、この表に定める使用料（次項の規定により加算される額を除く。）の5割に相当する額を加算する。
- 3 冷暖房設備を使用する場合のランチルームの使用料は、この表に定める使用料にそれぞれ740円を加算した額とする。
- 4 付属設備の使用料は、別に規則で定める。